

○甲斐市工事請負代金に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

平成21年1月28日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における甲斐市建設工事標準請負契約約款（平成16年甲斐市告示第77号。以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、甲斐市建設工事執行規則（平成16年甲斐市規則第110号）第2条第1号に定める建設工事とする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事。ただし、債務負担行為若しくは継続費の最終年度の工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事は除く。
- (2) 共同企業体が元請負人である工事
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権の譲渡先)

第3条 債権の譲渡先は、山梨県建設業協同組合（以下「組合」という。）とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、変更契約等により請負代金額に増減が生じた場合に

は、承諾に係る請負代金及び債権譲渡の額は、変更後の額とする。

（債権譲渡の承諾時点）

第5条 債権譲渡の承諾は、原則として出来形が40パーセント以上95パーセント未満に到達したと認められる日以降とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第6条 市長は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合は、次の書類等を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 元請負人と組合の調印済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (4) 元請負人が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

（債権譲渡の承諾）

第7条 市長は、前条の規定により債権譲渡の承諾の申請があったときは、当該書類等を確認のうえこれを受領し、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

2 市長は、債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡承諾書に確定日付及び年度ごとの一連の承諾番号を付した後、当該承諾書の1通を市の控えとし、2通を元請負人に交付するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿（様式第3号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（融資実行の報告）

第8条 市長は、債権譲渡の承諾後、元請負人及び組合が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市長に融資実行報告書（様式第4号）を提出させるものとする。

（請負代金の支払）

第9条 市長は、債権の譲渡を受けた組合からの工事請負代金の支払請求に当たっては、次の書類を提出させるものとする。なお、組合から部分払金の請求があった場合は、部

分払を行うものとする。

- (1) 部分払にあつては部分払金請求書（様式第5号） 1通
- (2) 完成払にあつては工事請負代金請求書（様式第6号） 1通
- (3) 債権譲渡承諾書の写し 1通

2 市長は、前項の規定により工事請負代金債権の請求があつたときは、当該書類等を確認のうえこれを受理し、所定の手続きを経て当該工事請負契約に係る債権の額を支払うものとする。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年 月 日

甲斐市長 様

(甲) 請負人 住所
譲渡人 氏名 印

(乙) 譲受人 住所
氏名 印

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が甲斐市に対して有する下記に表示する工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、甲斐市建設工事標準請負契約約款(以下「工事請負契約約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

1	契約番号	第	号
2	工 事 名		
3	工事場所		
4	工 期	年 月 日 から	年 月 日 まで
5	(1) 請負代金額	金 円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
	－(2) 前 払 金 額	金 円	
	－(3) 部分払金額	金 円	
	(4) 債権譲渡額	金 円	(年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

(甲) 御中
(乙) 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、甲斐市建設工事標準請負契約約款(以下「工事請負契約約款」という。)第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払、中間前払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払、中間前払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書(様式第4号)を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持つて行うこととし、発注者は関与しないこと。

(発注者) 甲斐市篠原2610番地
甲斐市長



確定日付印欄	承諾番号

様式第2号(第6条関係)

工 事 履 行 報 告 書

契 約 番 号	第 号		
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日(月分)		
月 別	予 定 行 程 % ()は行程変更後	実 施 行 程 % ()は予定行程との差	備 考
年 月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	
月	()	差()	

年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

年 月 日

甲斐市長 様

(譲受人) 住所
氏名



様式第3号(第7条関係)

債 権 譲 渡 整 理 簿

承諾番号	申請年月日	承諾年月日	契約番号	工 事 名	請 負 者	請負額 (円)	備 考

様式第4号(第8条関係)

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

甲斐市長 様

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名

㊞

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名

㊞

甲が甲斐市に対して有する以下に表示する債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

〔譲渡債権の表示〕

- 1 契約番号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
－(2) 前 払 金 額 金 円
－(3) 部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

〔承諾番号〕

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(発注者)

甲斐市長

様

請求者(債権譲受人)

住 所

氏 名



部 分 払 金 請 求 書

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり部分払金を請求します。

1 請求金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、 工事の出来高 %に対する部分払金

請 負 代 金 額 ￥

前払金受領額(A) ￥

前回までの受領額 ￥

今 回 請 求 額 ￥

(内訳)

区分	出来高		C×9/10 の額 (D)	前払金控除 (A)×(B) (E)	差引額 (D)－(E) (F)	前回まで の受領額 (G)	支払額 (F)－(G)	請 求 年月日
	% (B)	金額 (C)						
第1回								

(注) 算出は、(B)については小数点2位までとし、(D)については1万円未満を切捨てとし、(E)については1万円未満を切り上げとする。

2 振込先金融機関

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(発注者)

甲斐市長

様

請求者(債権譲受人)

住 所

氏 名



工 事 請 負 代 金 請 求 書

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求
します。

1 請求金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、 工事の請負代金

請 負 代 金 額	¥	
前 払 金 受 領 額	¥	
中間前払金受領額	¥	
第1回部分払受領額	¥	
第2回部分払受領額	¥	
第3回部分払受領額	¥	
第4回部分払受領額	¥	
今 回 請 求 額	¥	

2 振込先金融機関

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義

参考様式(第6条関係)

債 権 譲 渡 契 約 証 書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と甲斐市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下単に「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 契 約 番 号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工 事 場 所
- (4) 契 約 日 年 月 日
- (5) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- (6) 請負代金額 金 円
- (7) 既受領金額 金 円
- (8) 債権譲渡額((6)-(7)) 金 円(年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、甲斐市建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のない

ことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うものをいう。)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下「乙の貸金債権」という。)を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請保護規定)

第7条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産の任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(合意管轄)

第9条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し記名押印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

(甲)債権譲渡人 住所
氏名

⑪

(乙)債権譲受人 住所
氏名

⑪

様式第 1 号 (第6条関係)

様式第 2 号 (第6条関係)

様式第 3 号 (第7条関係)

様式第 4 号 (第8条関係)

様式第 5 号 (第9条関係)

様式第 6 号 (第9条関係)

参考様式 (第6条関係)